

独立行政法人国立青少年教育振興機構再雇用職員就業規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2－8号

平成19年4月1日 一部改正	平成21年6月1日 一部改正
平成21年12月1日 一部改正	平成22年4月1日 一部改正
平成22年12月1日 一部改正	平成23年4月1日 一部改正
平成24年3月1日 一部改正	平成24年4月1日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正	平成26年12月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正	平成28年3月10日 一部改正
平成28年7月1日 一部改正	平成28年12月5日 一部改正
平成29年12月15日 一部改正	平成30年12月11日 一部改正
令和2年4月1日 一部改正	令和4年6月13日 一部改正
令和4年12月5日 一部改正	令和5年12月5日 一部改正
令和7年3月3日 一部改正	令和7年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（平成18年規程第2－3号。以下「職員就業規則」という。）第22条の規定に基づき、定年により退職した職員（職員就業規則第20条の規定により定年退職日を延長された職員を含む。以下同じ。）の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者及び勤務形態)

第2条 再雇用の対象となる職員は、再雇用する年度の前年度に定年退職した者とする。

2 再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の勤務形態は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) フルタイム勤務 職員就業規則第2条に規定する常勤の職員（以下「常勤職員」という。）と同様の勤務形態
- (2) 短時間勤務 独立行政法人国立青少年教育振興機構非常勤職員就業規則（平成18年規程第2－19号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第2条（2）に規定するパートタイム職員と同様の勤務形態

(再雇用の方法)

第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の効率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内の期間（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）を定めて採用により行うものとする。

2 前項の採用を行うにあたり、再雇用を希望する職員が次の各号の一に該当する場合には、再雇用を行わないものとする。

- (1) 勤務実績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

3 前2項の規定により再雇用となる職員のうち、理事長が特に必要と認めた者にあつては、教

育施設の所長等として再雇用することができる。

(試用期間)

第4条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(再雇用の終了及び更新)

第5条 第3条第1項により定められた期間又はこの項の規定により更新された再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。ただし、1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することがある。

2 前項ただし書による更新は、更新直前の期間における第3条第2項の規定により行うものとする。

(再雇用の上限年齢)

第6条 第3条第1項及び前条第1項ただし書による期間の定めの上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(休暇)

第7条 定年退職に引続き再雇用職員となった者の当該一の年の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第5条第1項ただし書により再雇用が更新された場合の当該一の年の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第8条 フルタイム勤務の再雇用職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員勤務時間、休暇等規程（平成18年規程第2－5号）を準用する。

2 短時間勤務の再雇用職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、非常勤職員就業規則を準用する。この場合において、同規則中「パートタイム職員」とあるのは「短時間勤務の再雇用職員」と読み替えるものとする。

(給与)

第9条 フルタイム勤務の再雇用職員の給与に関する事項については、本条及び次条に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程（平成18年規程第2－4号。以下「職員給与規程」という。）を準用する。

2 フルタイム勤務の再雇用職員の本給月額並びに職員給与規程を準用する場合の本給表及び職務の級の適用については、別表1に定めるところによる。

3 短時間勤務の再雇用職員の給与に関する事項については、本条及び次条に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立青少年教育振興機構非常勤職員給与規程（平成18年規程第2－20号。以下「非常勤職員給与規程」という。）を準用する。この場合において、同規程中「パートタイム職員」とあるのは「短時間勤務の再雇用職員」と読み替えるものとする。

(諸手当)

第10条 フルタイム勤務の再雇用職員には、職員給与規程に規定する手当のうち、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当等、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、寒冷地手当、在宅勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 フルタイム勤務の再雇用職員に対する前項の諸手当の支給は、職員給与規程の定めるところによる。ただし、管理職手当、期末手当の期別支給割合及び勤勉手当の成績率等は次の各号のとおりとする。

(1) 管理職手当は、職員給与規程別表第6の職名欄に掲げる職務にある者に支給するものとし、その月額は、別表2に掲げる職員給与規程を準用する場合の本給表及び職務の級欄の区分に応じ、同表の管理職手当額欄に掲げる額とする。

(2) 期末手当の期別支給割合は、100分の70（一般職員本給表（一）8級又は7級の適用を受ける者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の60）とする。

(3) 勤勉手当の成績率は、別に定めるものとし、勤勉手当の総額は、原則として職員給与規程第32条第2項に規定する勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 短時間勤務の再雇用職員には、非常勤職員給与規程の定めるところにより、通勤手当、超過勤務手当及び夜勤手当を支給する。

(退職手当の不支給)

第11条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第12条 再雇用職員について、定年退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、職員就業規則第42条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第13条 フルタイム勤務の再雇用職員には、この規程で定めるもののほか、職員就業規則（第2条、第9条、第19条及び第55条を除く。）を準用する。

2 短時間勤務の再雇用職員には、この規程で定めるもののほか、非常勤職員就業規則（第3条、第4条、第6条、第7条及び第11条を除く。）を準用する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず、生年月日が次表に定めるもののいずれかに該当する者の第3条

第1項及び第5条第1項ただし書による期間の定めの上限は、次表の各生年月日に対応する上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

生 年 月 日	上限年齢
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第10条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「0.75月分」とあるのは「0.7月分」と、同項第2号中「0.35月分」とあるのは「0.3月分」とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日より施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項及び職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に再雇用職員となった者にあつては、その再雇用職員となった日)において再雇用職員が受けるべき本給、地域手当、広域異動手当の月額に合計額に100分の0.24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月において再雇用職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項及び職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に再雇用職員となった者にあつては、その再雇用職員となった日）において再雇用職員が受けるべき本給、管理職手当、地域手当、広域異動手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月1日において再雇用職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月1日より施行する。
(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、再雇用職員就業規程第10条第2項及び職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に再雇用職員となった者にあつては、その再雇用職員となった日）において再雇用職員が受けるべき本給、管理職手当、地域手当、広域異動手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月1日において再雇用職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において再雇用職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(独立行政法人国立青少年教育振興機構再雇用職員就業規程の特例)
- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構再雇用職員就業規程(以下「再雇用職員就業規程」という。)第9条第2項に掲げる本給表の適用を受ける再雇用職員に対する本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該再雇用職員に適用される次の表の本給表欄及び職務の級欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本 給 表	職務の級	割 合
一般職員本給表(一)	2級	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表(二)	2級	100分の4.77
医療職員本給表(一)	2級	100分の4.77
医療職員本給表(二)	2級	100分の4.77
研究職員本給表	2級	100分の4.77

- 3 特例期間においては、再雇用職員就業規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該再雇用職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該再雇用職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該再雇用職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該再雇用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該再雇用職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該再雇用職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該再雇用職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該再雇用職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該再雇用職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (端数計算)
- 4 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされている額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項の規定に基づきなお効力を有するとされる改正前の高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定で定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、再雇用就業規程第6条に規定する上限年齢まで再雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで再雇用する。
- (1) 業務遂行の意欲があり、引き続き勤務を希望すること
 - (2) 勤務に支障がない健康状態であること
 - (3) 職務遂行上必要な能力、技術及び経験を有していること
 - (4) 再雇用後において、勤務態度が良好でないと評価されていないこと
- 3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日～平成28年3月31日	61歳
平成28年4月1日～平成31年3月31日	62歳
平成31年4月1日～平成34年3月31日	63歳
平成34年4月1日～平成37年3月31日	64歳

附 則

この規程は、平成26年12月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(平成27年3月31日から引き続き再雇用職員である者の本給月額の経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き再雇用職員本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（職員給与規程を準用する場合の本給表及び職務の級の異動があったものを除く）には、平成30年3月31日までの間、本給月額及びその差額に相当する額の合計額を本給として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月10日から施行する。ただし、改正後の再雇用職員就業規程第9条については平成27年4月1日から適用する。
(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項第3号の適用については、同条第2項第3号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年7月1日より施行する。
- 2 この規程の施行日前から引き続いて、再雇用職員として雇用されている者については、施行日以降、改正後の本規程第2条第2項第1号に定めるフルタイム勤務の再雇用職員となる。
- 3 職員就業規則第19条の規定による定年後、引き続き非常勤職員就業規則第2条第1項第2号に定めるパートタイム職員として雇用され、この規程の施行日前から契約期間が引き続く者については、施行日以降、改正後の本規程第2条第2項第2号に定める短時間勤務の再雇用職員となる。
- 4 前項の規定により短時間勤務の再雇用職員となった者の改正後の本規程の適用においては、施行日前にパートタイム職員として雇用されていた期間を短時間勤務の再雇用職員として雇用されていたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月5日から施行する。ただし、改正後の再雇用職員就業規程第9条については平成28年4月1日から適用する。
(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項第3号の適用については、同条第2項第3号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月15日から施行する。ただし、改正後の再雇用職員就業規程第9条については平成29年4月1日から適用する。
(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項第3号の適用については、同条第2項第3号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月11日から施行する。ただし、改正後の再雇用職員就業規程第9条については平成30年4月1日から適用する。
(平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成30年12月に支給する期末手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項第2号の適用については、同条第2項第2号中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の70」とし、勤勉手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項第3号の適用については、同条第2項第3号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(その他)
- 2 平成25年4月1日施行規程附則のうち「平成34年3月31日」とあるのは「令和4年3月31日」、「平成34年4月1日」とあるのは「令和4年4月1日」、「平成37年3月31日」とあるのは「令和7年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月13日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項及び職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から改正前の再雇用職員就業規程又は職員給与規程により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 再雇用職員以外の職員
- イ ロに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- ロ 職員給与規程第31条第2項に規定する特定幹部職員 107.5分の15
- (2) 再雇用職員
- イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- ロ 再雇用職員就業規程第10条第2項第2号に規定する特定幹部職員 62.5分の10
(端数計算)
- 3 前項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行する。
(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 改正後の再雇用職員就業規程第10条第2項第2号の適用については、同条第2項第3号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは

「１００分の６０」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和５年１２月５日から施行する。ただし、改正後の再雇用職員就業規程第９条については令和５年４月１日から適用する。
(令和５年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第１０条第２項第２号の適用については、同条第２項第２号中「１００分の６８．７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とし、勤勉手当に関する改正後の再雇用職員就業規程第１０条第２項第３号の適用については、同条第２項第３号中「１００分の４８．７５」とあるのは「１００分の５０」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和７年３月３日から施行する。ただし、改正後の再雇用職員就業規程（以下「新規程」という。）第９条については令和６年４月１日から、新規程第１０条第２項については令和６年１２月１日から適用する。
(令和６年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和６年１２月に支給する期末手当に関する新規程第１０条第２項第２号の適用については、同条第２項第２号中「１００分の７０」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とし、勤勉手当に関する新規程第１０条第２項第３号の適用については、同条第２項第３号中「１００分の５０」とあるのは「１００分の５１．２５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。
(平成２５年４月１日施行規程附則第２項の廃止)
- 3 平成２５年４月１日施行規程附則第２項に定める経過措置は、令和７年３月３１日をもって廃止する。

附 則
この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表１（第９条関係）

本給月額	職員給与規程を準用する場合の本給表及び職務の級
３９６，２００円	一般職員本給表（一）８級
３６２，７００円	一般職員本給表（一）７級
３２０，６００円	一般職員本給表（一）６級
２９４，９００円	一般職員本給表（一）５級
２７９，７００円	一般職員本給表（一）４級
２６０，０００円	一般職員本給表（一）３級
２１９，５００円	一般職員本給表（一）２級
２０９，０００円	一般職員本給表（二）２級
２１９，６００円	医療職員本給表（一）２級
２６０，２００円	医療職員本給表（二）２級
２６３，６００円	研究職員本給表 ２級

別表２（第１０条関係）

管理職手当額	職員給与規程を準用する場合の本給表及び職務の級
９９，８００円	一般職員本給表（一）８級（所長の職務に限る。）
７９，８００円	一般職員本給表（一）８級
９１，２００円	一般職員本給表（一）７級（所長の職務に限る。）
７２，９００円	一般職員本給表（一）７級
４８，２００円	一般職員本給表（一）６級
４４，３００円	一般職員本給表（一）５級
４１，９００円	一般職員本給表（一）４級